

決議第 1 号

行政課題等調査特別委員会設置に関する決議

湯河原町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり決議案を提出します。

平成 21 年 6 月 18 日提出

湯河原町議会議長 土 屋 誠 一 様

提出者	湯河原町議会議員	高 橋 延 幸
賛成者	同	原 田 洋
	同	室 伏 友 三
	同	村 瀬 公 大
	同	長 谷 川 俊 子
	同	室 伏 重 孝
	同	内 藤 陽 子

行政課題等調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり、行政課題等調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 行政課題等調査特別委員会とする。
- 2 設置の根拠 地方自治法第 110 条及び湯河原町議会委員会条例第 3 条による。
- 3 目 的 議会は、行政課題等調査特別委員会に対し、次の事項を付託する。
 - (1) 使用料、手数料等の見直しに関する事項
 - (2) 公営企業に関する事項
 - (3) 「行政課題調査研究報告」の検証と実践に関する事項
- 4 委員の定数 8 人の委員をもって構成する。
- 5 設置の期間 行政課題等調査特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件終了を議決するまで、継続して調査を行うものとする。